

風倒木等に係る停電対策要領



平成 20 年 6 月

平成 27 年 5 月改正

佐久地域防災対策連絡協議会

風倒木等に係る停電対策要領 目次

はじめに	1
------	---

第1章 総則

1 要領の目的	2
2 要領の性格及び推進	2
3 用語の定義	2

第2章 平常時の対策

＜第1節 停電等に備えた対策＞

1 住民が実施するもの	3
2 事業者、県・市町村が実施するもの	3
3 事業者が実施するもの	3
4 県・市町村が実施するもの	4
5 市町村が実施するもの	4

＜第2節 樹木の管理＞

1 住民が実施するもの	4
2 事業者、県・市町村が実施するもの	4
3 事業者が実施するもの	4
4 県・市町村が実施するもの	5

第3章 災害発生時の対策

＜第1節 停電時の対策＞

1 住民が実施するもの	6
2 事業者、県・市町村が実施するもの	6
3 事業者、市町村が実施するもの	7
4 事業者が実施するもの	7

＜第2節 倒木の伐採＞

1 住民が実施するもの	7
2 事業者、県・市町村が実施するもの	7
3 県が実施するもの	8

資料

対策要領の位置づけ	9
風倒木等に係る停電対策概要図	10
風倒木等に係る停電対策一覧	11

はじめに

平成19年9月に本州に上陸した台風第9号により長野県の佐久地域、とりわけ小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町においては大雨・暴風等に起因する倒木により、大規模な停電や電話の不通が約5日間にわたって続き、住民の日常生活や農畜産業、観光・商工業に多大な影響が出たところです。

停電が長時間に及んだ原因の一つに、多くの民地の立木が道路及び電線に倒れ、道路上の倒木の処理に時間を要し、電線等の設備の復旧が進まなかったことが挙げられます。

今回の停電被害を受け、被害を未然に防ぐため、また被害が発生した場合に最小限に抑えるための検討すべき課題として

- ① 事業者や県・市町が、樹木の所有者に対して樹木の適正管理に関する依頼や助言を行っても、倒木が停電発生の原因となることの認識が薄いため、協力が得られない場合が多い。
- ② 事業者から、県・市町及び住民へ停電情報が迅速かつ適切に提供されていない。また、停電時には広報媒体の利用が限られるため、効果的な広報手段が必要である。
- ③ 風倒木の処理及び停電の復旧に当たって、住民、事業者及び県・市町のそれぞれの役割が明確となっておらず、また連携が不十分である。

などが挙げられます。

これらの課題を解決するため、関係防災機関による「風倒木等による停電被害に係る対策会議」を設置し、停電被害に係る対応策を検討してきました。

今後、防災関係機関からなる「佐久地域防災対策連絡協議会」において、住民に対して樹木の適切な管理について説明会を開催するなど、関係機関が連携して対応していくこととします。

第1章 総 則

1 要領の目的

この要領は、地域住民、事業者及び県・市町村がそれぞれの役割の下で互いに協力し、停電被害を未然に防ぐとともに、停電が発生した場合においては被害を最小限にするための対策を推進することにより、地域住民を災害から守り、安全で安心できる街づくりの推進を目的とする。

2 要領の性格及び推進

この要領は、特に風倒木に起因する大規模かつ長時間にわたる停電に対応すべき基本的対策事項を定めるものとし、各防災関係機関は、この要領に基づきそれぞれの実情に応じて、防災マニュアル等により、具体的な対策の推進に努めるものとする。

なお、要領を修正する場合は、「佐久地域防災対策連絡協議会」において協議し決定するものとする。

3 用語の定義

この要領における用語の定義は以下のとおり定めるものとする。

事業者・・・・・・・・中部電力株式会社佐久営業所、株式会社N T T 東日本ー関信越
県・・・・・・・・危機管理部、佐久地方事務所、佐久建設事務所
市町村・・・・・・・・佐久地域 11 市町村
停電・・・・・・・・電気及び電話が不通の状態
住民・・・・・・・・市町村に住所を有する者及び住所を有しない別荘所有者等

第2章 平常時の対策

＜第1節 停電に備えた対策＞

1 住民が実施するもの

住民は、長時間の停電等に備えるため、日頃から防災関連備品（非常食、携帯型ラジオ、自家発電機等）の備蓄に努めるものとする。

2 事業者・県・市町が実施するもの

（1）連絡体制の整備

事業者及び県・市町村は相互の連絡窓口、連絡網の整備を図るものとする。

なお、内容に変更があった場合は、逐次必要な更新を図るものとする。

（2）専用電話回線の整備

事業者及び県・市町村は災害時（停電時を含む。以下同じ。）に通話可能な専用の電話回線の整備を図るものとする。

なお、専用の電話回線は、一般に公開されていない固定電話、携帯電話、衛星電話等の回線をいう。

（3）停電時対応資機材保有状況の確認

事業者及び県・市町村は、所有する停電時対応資機材（自家発電機等。以下同じ。）の情報を関係各機関へ提供するものとする。

なお、当該資機材の保有状況に変更があった場合は、逐次変更内容を関係各機関へ連絡するものとする。

県は、県内市町村の停電時対応資機材の保有状況を把握するものとする。

3 事業者が実施するもの

（1）資料の整備

事業者は、県・市町村へ停電情報を提供する際に使用する地図等の資料を整備しておくものとする。

（2）設備の強化

事業者は、倒木被害等に対処するため、ハード対策の強化（架線の太線化や装柱変更の試行等、電話線の地中化等）に努めるものとする。

(3) 停電時対応マニュアルの整備

事業者は、大規模停電被害に対処するため、予め既存のマニュアル等の見直しを図るものとする。

4 県・市町が実施するもの

県・市町村は、大規模停電に備え、県内又は当該管内のリース業者等との間で停電時対応資機材の調達に係る取り決め（協定の締結等）の整備に努めるものとする。

5 市町が実施するもの

市町村は、住民登録していない別荘所有者等の把握のため、地元自治会等との協力体制の整備に努める。

<第2節 樹木の管理>

1 住民が実施するもの

住民は、所有する樹木が災害の原因となることを認識し、平常時より樹木の適切な管理に努めるとともに、事業者及び県・市町村の伐採等の依頼・助言に協力していくものとする。

2 事業者・県・市町村が実施するもの

(1) 住民への依頼

事業者及び県・市町村は、道路（事業者においては架線等）のパトロール時において、支障木の所有者に対して伐採等の依頼を行うものとする。

また必要に応じ、関係機関は合同でパトロールを実施するとともに、支障木の所有者に対する伐採等の依頼を合同で行うものとする。

(2) 適正な樹木管理に関する住民説明会の開催

事業者及び県・市町村は、樹木管理が特に必要と思われる地域を対象に、住民向け説明会を開催するものとする。

なお、特に別荘居住者など常住者でない者が居住する地域を対象とする場合は、効果的な開催時期を考慮するものとする。

3 事業者が実施するもの

事業者は、県及び市町村の協力の下、樹木管理のための住民向けパンフレット類を作成するものとする。

また、作成したパンフレット類の配布に当たっては、住民向け説明会時や、各戸における検針時、市町村へ配布を依頼する等、効果的な場所や手段を考慮するものとする。

4 県・市町が実施するもの

県・市町村は、樹木の適正管理についてホームページや広報誌への掲載を行うとともに、市町村においては防災行政無線等により住民への呼びかけを実施するものとする。

市町村は、事業者において作成されたパンフレット類を、建築確認申請時や住民登録時等、住民と接する機会を通じて適宜配布し樹木の適正管理について啓発するものとする。

<第1節 停電時の対策>

1 住民が実施するもの

住民は、停電の状況、倒木や道路の被害場所、被害規模等できる限り詳細な状況を事業者及び県・市町村へ速やかに通報するものとする。

また、事業者及び県・市町村が実施する広報により停電情報を把握するとともに、円滑な早期復旧に協力するものとする。

2 事業者・県・市町村が実施するもの

(1) 連絡窓口の設置

事業者及び県・市町村は、情報共有、情報伝達の一元化を図るため、必要に応じ連絡窓口を設置するものとし、設置した場合は速やかに関係機関へ連絡するものとする。

(2) 住民への広報

事業者及び市町村は、互いに連携をとって、住民に対して防災行政無線、広報車や地元ラジオあるいはホームページ（携帯電話用のホームページを含む。）等を活用するなどにより、停電情報を速やかに広報するものとする。

県においても、ホームページを活用し、停電情報を広報するものとする。

なお、広報の実施に当たっては、事前に事業者・県・市町村間において広報内容や広報手段を確認し合い、双方の了承の上で行うものとする。

(3) 停電時対応資機材の貸借

事業者及び市町村は、所有する停電時対応資機材について関係機関から借用の要請があった場合は、可能な範囲で貸し出すものとする。

また、県は、必要に応じ佐久地方事務所管内以外の県内市町村からの停電時対応資機材の調達に係る調整を行う。

(4) 停電復旧対策基地の確保

事業者は、停電復旧に係る対策基地として県・市町村所有の施設（庁舎・公民館・体育館等）を必要とする場合は、県・市町村へ要請し、その了解を得て確保するものとする。

なお、施設の借用に当たっては、県・市町村の規程を遵守するものとする。

3 事業者・市町村が実施するもの

事業者及び市町村は、被災状況を勘案し必要と認めた場合は、協議の上、合同の現地対策本部的な組織を設置するものとする。

なお、設置に当たり指揮命令系統や体制等については、事業者及び市町村において適宜決めるものとする。

4 事業者が実施するもの

(1) 停電情報の提供

事業者は、県・市町村へ停電情報を速やかに連絡するものとする。

特に、停電エリア、設備の復旧予定時期等は住民が必要とする重要な情報であるため、適時かつ的確に県・市町村へ提供するものとする。

(2) 職員の派遣

事業者は、市町村から要請があった場合等必要に応じて市町村庁舎へ職員を派遣させ、道路情報の収集や住民からの問い合わせ等に対処するものとする。

<第2節 倒木の伐採処理>

1 住民が実施するもの

倒木については、所有者の責任において処理することが原則であるが、停電の早期復旧を図るため事業者または、県・市町村が実施する倒木の除去作業に積極的に協力するものとする。

2 事業者・県・市町が実施するもの

(1) 倒木情報、道路情報の提供

事業者は、県・市町村へ倒木情報（倒木エリア等）を提供する。

県・市町村は、管理する道路の情報（通行止区間、道路被害状況等）を把握次第、事業者へ速やかに提供するものとする。

(2) 倒木の除去

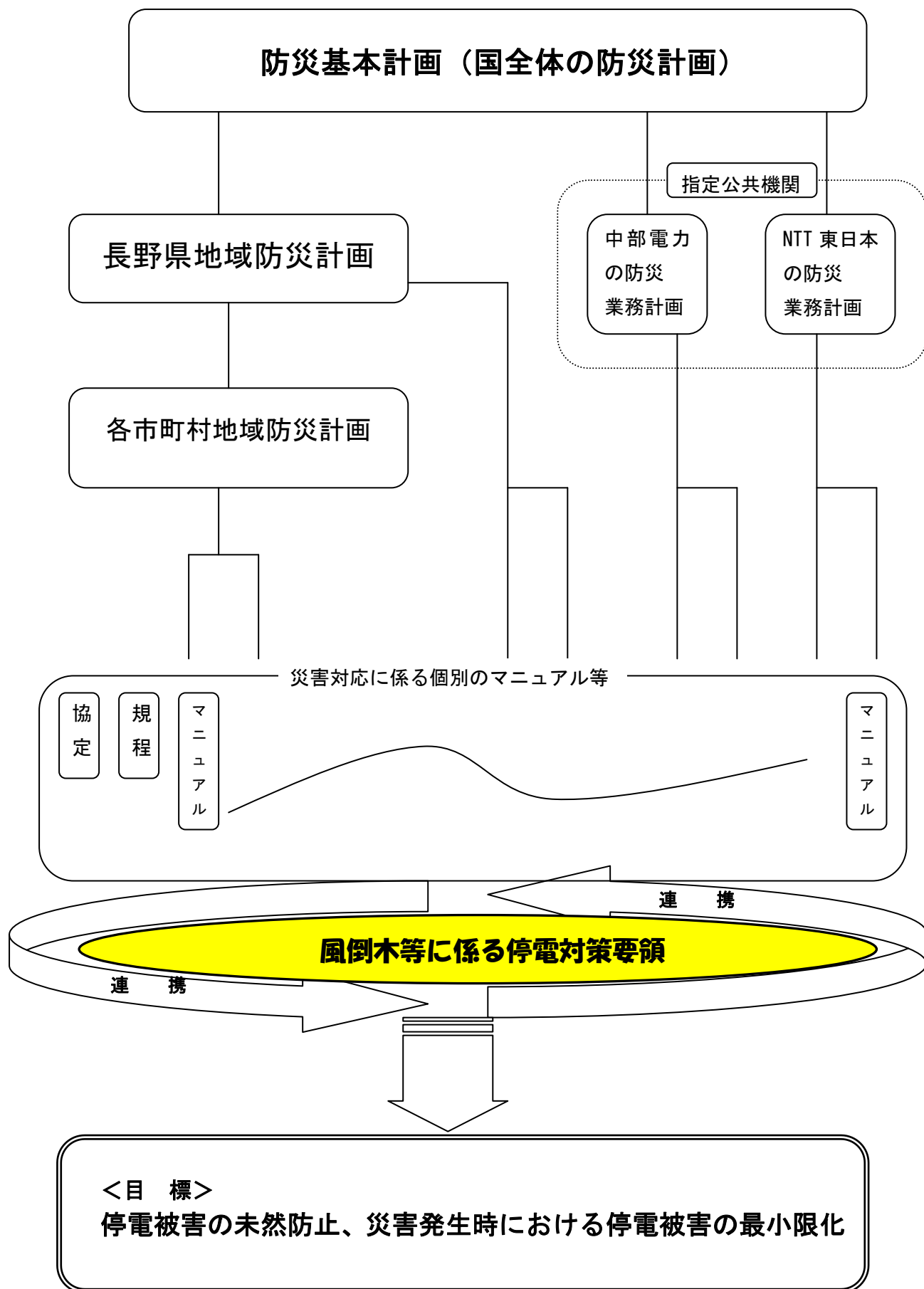
事業者は、架線等の設備に架かる倒木を速やかに除去する。

県・市町村は、管理する道路上の倒木を速やかに除去する。

なお、道路上の倒木除去において、感電等の危険を伴う場合は事業者及び県・市町村が連携して対応するものとする。

3 県が実施するもの

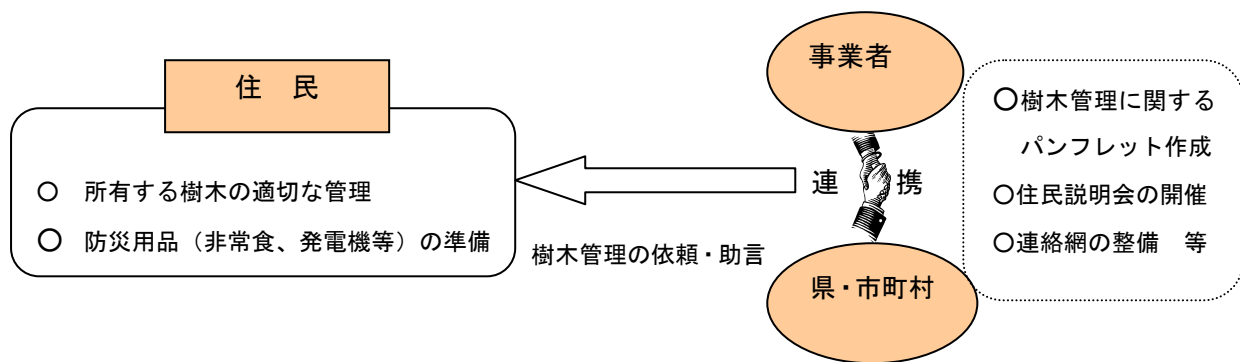
県は、事業者から倒木情報の収集のため、消防防災ヘリコプター「アルプス」や県警ヘリコプター「やまびこ」など県所有のヘリコプターの運航要請を受けた場合は、関係機関と調整の上、速やかに出動の手続きを執るものとする。



風倒木等に係る停電対策 概要図

平常時

災害発生した場合、被害を最小限に抑えるため、平素より
住民自らが樹木の適正管理を行うことが特に重要である。



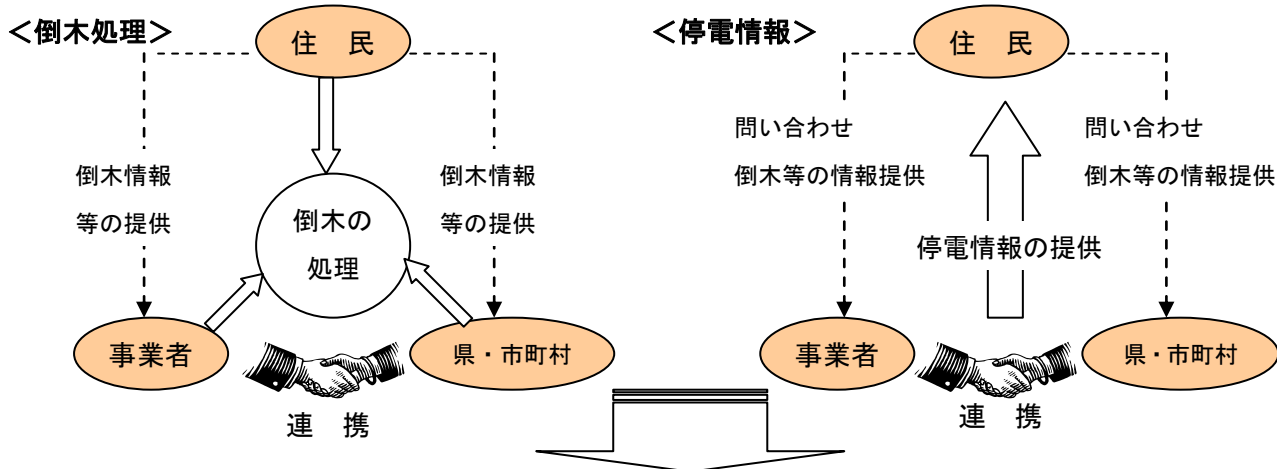
災害発生

風倒木等による電柱・電線の損壊
大規模な停電発生



事業者・自治体・住民がそれぞれの役割の下、迅速に風倒木の処理を実施することが重要である。

また、事業者および自治体は、住民に停電情報を適切に提供することが重要である。



停電の早期復旧へ
平穏な住民生活へ

＜風倒木等に係る停電対策一覧＞

区 分		住 民	事業者	市 町 村	県
平 常 時	停 電 に 備 え た 対 策	○防災関連備品の備蓄	○連絡体制の整備 ○専用電話回線の整備 ○停電時対応資機材保有状況の確認		
			○資料の整備 ○設備の強化 ○停電時対応マニュアルの整備	○リース業協会等との停電時対応資機材の調達に係る協定の締結	
				○別荘住民の把握	
	樹木 の 管 理	○所有する樹木の適切な管理	○パトロールの実施 ○住民への樹木管理の依頼 ○住民説明会の開催		
災 害 発 生 時	停 電 時 の 対 策	○停電状況、倒木状況、道路状況等情報の通報 ○停電情報の把握 ○停電の早期復旧への協力	○連絡窓口の設置 ○停電情報の住民への広報 ○停電対応資機材の貸借 ○停電復旧対策基地の確保		
			○現地対策本部の設置		
			○停電情報の県・市町村への提供 ○職員の市町村への派遣		
	倒 木 処 理	○倒木の処理 ○事業者・県・市町村が実施する倒木除去への協力	○倒木情報、道路情報の提供 ○倒木の除去		
					○防災ヘリコプター等の運航調整